

かかりつけ薬剤師・薬局の評価に関連し、全国的な取り組みの進捗状況を継続的に把握するため、新たなKPI(Key Performance Indicator/重要業績評価指標)を設定することなどが検討されています。「患者のための薬局ビジョン」の実現などを踏まえたもので、薬局機能情報提供制度の項目の拡充に併せてKPIを設定するなどの方法です。

「患者のための薬局ビジョン」  
実現に向けKPIを設定

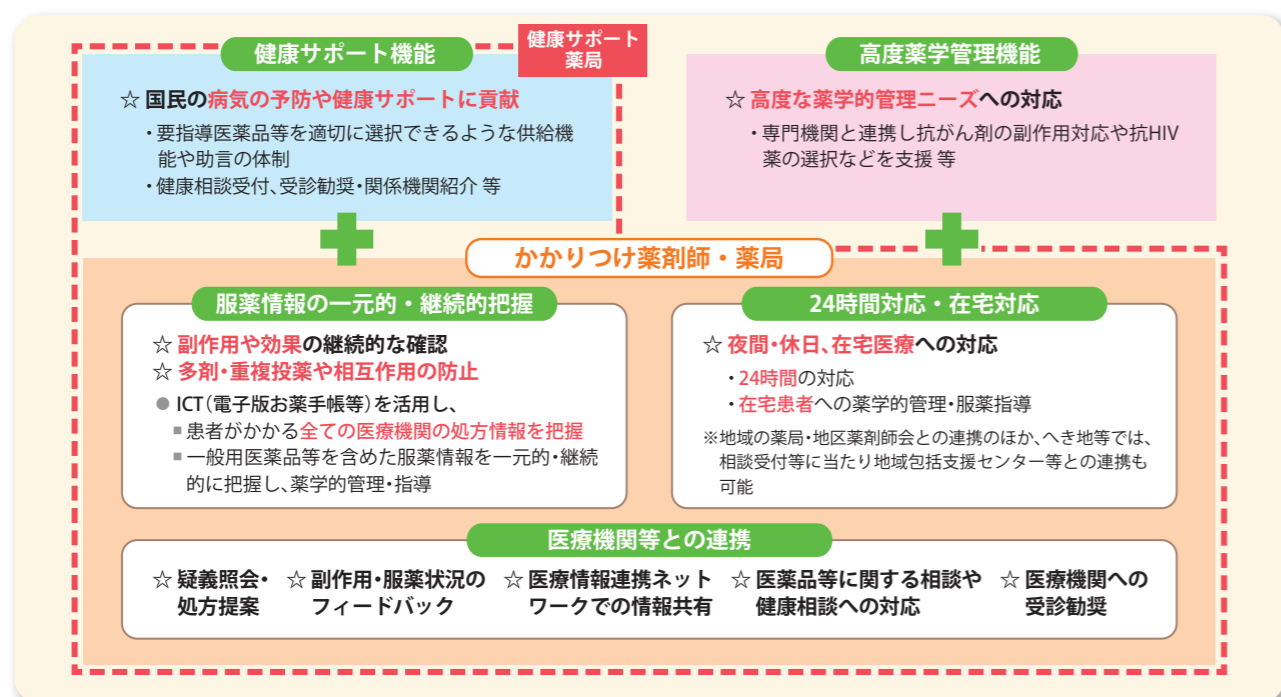
かかりつけ薬剤師・薬局の評価に関しては、医薬分業の質を評価するために、政府の「経済・財政再生アクション・プログラム2016」(2016年12月21日決定)でもKPIが定められた経緯があります。同プログラムでは、「『患者のための薬局ビジョン』において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数」や、かかりつけ薬剤師指導料・かかりつけ薬剤師包括管理料の算定件

数、重複投薬・相互作用等防止加算(処方変更あり)の算定件数、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定件数などの算定実績に基づいた項目が、KPIに設定されていました。

しかし、これらの他にも、かかりつけとしての機能を評価するためのKPIの設定が必要とされ、特に「かかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数」については、より具体的な評価指標が必要という考えも挙がっていました。

また、厚生労働省の「患者のための薬局ビジョン」実現のためのアクションプラン検討委員会報告書(2017年3月31日付)の中でも、全国的に把握すべき

◎「患者のための薬局ビジョン」の概要(薬局像)



(厚生労働省資料に基づいて作成)

KPIに関する提言として、「かかりつけ薬剤師・薬局」としての役割や機能について評価でき、客観的かつ継続的に把握できる項目を設定すべきとしていました。

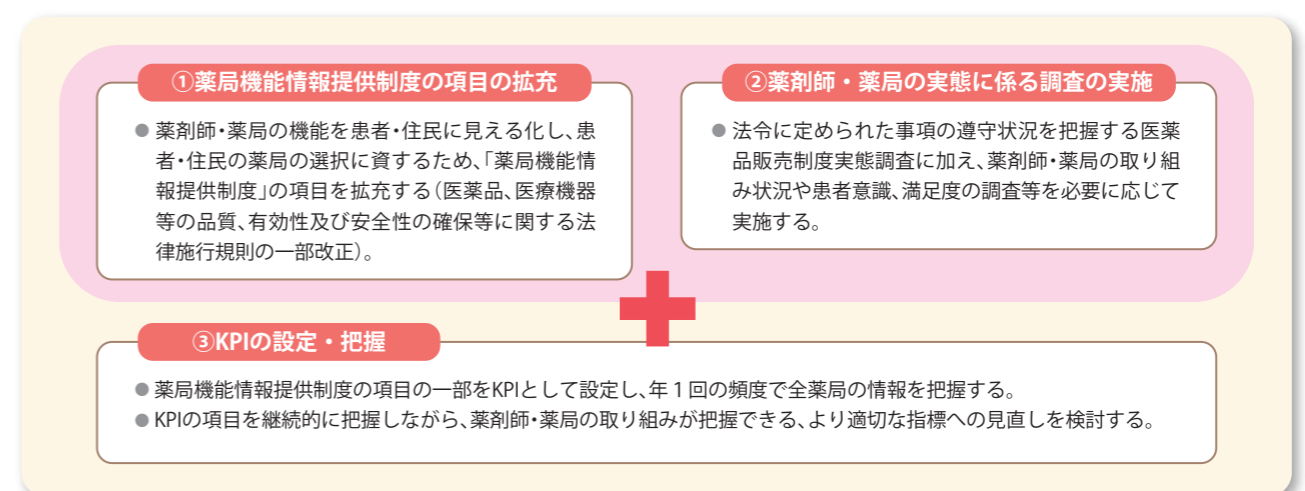
具体的には、①服薬情報の一元的・継続的把握に関する指標、②24時間対応・在宅対応に関する指標、③医療機関等との連携に関する指標、④薬学的管理・指導の取り組みを評価できる指標—の4つの柱に沿って、全国的に把握する指標をKPIに設定すべきとしています。

KPIの達成はビジョン実現への手段であり、結果としての質向上が重要

検討委員会報告書では、併せて、KPIの設定に際して留意すべきことを示しています。「KPIの達成自体は患者のための薬局ビジョンの実現という目的を達成するための手段であり、それ自体を目的とするようなことがあってはならない」「各指標が単に増加すれば良いと考えるのではなく、その結果、薬物療法の安全性・有効性が向上し、患者・地域住民がメリットを感じられるようにならないければ、薬剤師・薬局に対する評価は変わらないという点を理解して取り組む必要がある」などと指摘しています。

※薬局機能情報提供制度とは、各薬局が都道府県に対して機能に関する情報を報告し、都道府県がインターネット等で住民等に公表する仕組み。

◎かかりつけ薬剤師・薬局に係る取り組みの評価の手段(案)



(厚生労働省資料に基づいて作成)

薬局機能に関する都道府県への  
報告事項を拡大しKPIに活用

かかりつけ薬剤師・薬局に係る取り組みの評価は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」の一部を改正し、薬局開設者が当該薬局の所在地の都道府県知事に報告しなければならない事項に、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に関する事項を追加するほか(21ページに概要を掲載)、薬剤師・薬局の実態に係る調査を行い、そこにKPIの設定・把握も加えるという手段が考えられています。

KPIには、拡充される薬局機能情報提供制度\*の項目の一部を設定し、年1回の頻度で全薬局の情報を把握することが考えられています。

薬局機能情報提供制度に関する部分の改正事項については、2020年1月施行の予定です。

KPIに設定される予定の項目は、「経済・財政再生アクション・プログラム2016」で定められたKPIの「かかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数」を、より具体化するかたちです。



●「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく薬局機能情報提供制度の報告項目の拡充とKPIの設定(案)

※赤字=追加予定項目の概要。 □枠内=KPIに設定する予定の項目

第一 管理、運営、サービス等に関する事項

- 一 基本情報
- …略

第二 提供サービスや地域連携体制に関する事項

一 業務内容、提供サービス

- (1) 認定薬剤師(中立的かつ公共性のある団体により認定され、またはそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう)の種類および人数

□(2) 地域ごとの地域包括ケアシステムに関する内容を含む研修(健康サポート薬局研修)を修了した薬剤師の人数

(3) 薬局の業務内容

- ①無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否
- ②一包化薬に係る調剤の実施の可否
- ③麻薬に係る調剤の実施の可否
- ④浸煎せん薬および湯薬に係る調剤の実施の可否
- ⑤薬局製剤実施の可否
- ⑥医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否
- ⑦薬剤服用歴管理の実施の有無

●患者情報の一元的・継続的把握のための電子薬歴の導入の有無

⑧薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否

●患者情報の一元的・継続的把握のための電子お薬手帳への対応の可否

(4) 地域医療連携体制

- ①医療連携の有無(例:地域におけるプレアポイド※の取り組み)
- ②地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無
- ③退院時カンファレンスへの参加体制の有無
- ④医師への受診勧奨に関する情報等の提供体制の有無
- ⑤地域住民への啓発活動への参加の有無

二 実績、結果等に関する事項

- (1) 薬局の薬剤師数
- (2) 医療安全対策の実施
  - ①医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無
  - ②副作用報告の実績
  - ③ヒヤリ・ハット事例収集の取り組みの有無
- (3) 情報開示の体制
- (4) 症例を検討するための会議等の開催の有無
- (5) 処方せんを応需した者(患者)の数

□(6) 在宅業務を実施した件数

□(7) 健康サポート薬局研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に出席した回数

□(8) 医師へ患者の服薬情報等を提供した回数

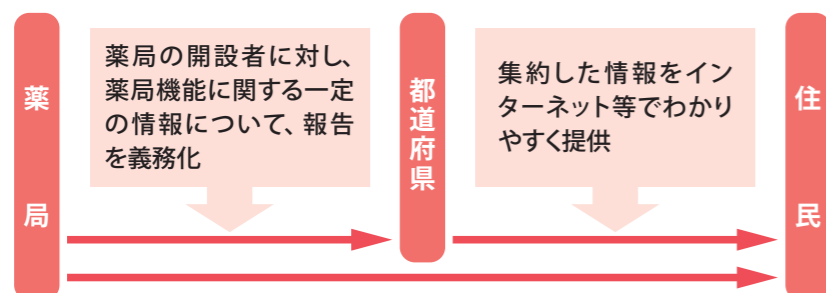
(9) 患者満足度の調査

- ①患者満足度の調査の実施の有無
- ②患者満足度の調査結果の提供の有無

(厚生労働省資料に基づいて作成)

※プレアポイドとは、薬による有害事象を防止・回避するという意味の造語。日本病院薬剤師会では事例報告として、薬剤師が専門性を実践した結果、既知の副作用を回避できたり、早期発見により大事に至らなかったなど、薬物療法の安全性を守ることができた事例や、経済的に貢献できた事例を集めている。

●薬局機能情報提供制度の枠組み



- 一定の情報は、薬局でも閲覧可能。
- 薬局開設者は、正確かつ適切な情報の積極的な提供を行うよう努める責務がある。
- 薬局開設者は、住民・患者等からの当該薬局の薬局機能情報に関する相談・照会等について、適切に対応するよう努める。

(厚生労働省資料に基づいて作成)

●薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取り扱いの見直しについて

薬局における薬剤師不在時の一般用医薬品の取り扱いが見直され、登録販売者のみで第二类・第三類医薬品を販売できるようになりました。見直しは、規制改革実施計画に沿ったもので、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」や関連省令の一部改正によります。

薬剤師不在時は、薬局全体を閉めなければならないという規制があったため、店舗内を薬局区画と店舗販売業区画とに分けて両者の併設許可を取っていない限り、登録販売者が勤務していても第二类・第三類医薬品を販売することができず、薬剤師の在宅対応等にも影響を及ぼしているなどの指摘が出ていました。

改正では、規制の緩和に伴い、薬局開設者の順守事項として、①開店時間のうち、薬剤師が不在となる時間の有無を、薬局開設許可申請書や変更届出書の記載事項とする、②薬局において薬剤師が不

在となる時間の有無を、薬局機能情報提供制度上の報告事項として都道府県知事に報告する、③薬剤師が不在となる時間内においては、調剤室を閉鎖する(構造設備基準に調剤室を閉鎖できる構造であることを追加)、④薬剤師が不在となる時間内においては、調剤に応じることができない旨と理由を表示しなければならない—といったことが設けられました。

業務体制については、①薬剤師が不在となる時間内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務している(在宅訪問業務等)、②薬剤師が不在となる時間内においても、当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務している調剤に従事する薬剤師が当該薬局を実地に管理できる体制を確保している—などの要件があります。薬局外で当該薬局の業務を行っている管理薬剤師と常に電話等で連絡できる、薬局外で業務を行っている管理薬剤師が速やかに店舗に戻ることができる、といった体制が求められます。

また、薬剤師が不在となる時間には、一定の条件が伴います。

●KPIの設定・把握の概要(案)

※「経済・財政再生アクション・プログラム2016」において、「患者のための薬局ビジョン」の進捗状況を把握・評価する指標(KPI)として、『「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数」が位置づけられていることに対応。

KPI: 「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況		
「患者のための薬局ビジョン」で求められている機能	評価する項目	薬局機能情報提供制度で拡充される予定の該当項目
患者の服薬情報の一元的・継続的把握	電子版お薬手帳または電子薬歴システム等、ICTを導入している薬局数	第二の一(3)の⑦および⑧
薬学的管理・指導の取り組み	医師へ患者の服薬情報等を文書で提供した薬局数(過去1年間に平均月1回以上)	第二の二(8)
在宅業務への対応	在宅業務を実施した薬局数(過去1年間に平均月1回以上)	第二の二(6)
医療機関等との連携	健康サポート薬局研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種と連携する会議に出席している薬局数(過去1年間に1回以上)	第二の一(2) 第二の二(7)

(厚生労働省資料に基づいて作成)